

# 秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 平成27年11月10日（火）午後2時～

場所 秋田キャッスルホテル4階「放光の間」

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

### （1）県提案について

① 秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会（仮称）の設置について

【資料1】

② 日本遺産認定への取組推進について

【資料2】

### （2）県からの説明・報告事項について

① 「秋田県人口ビジョン」及び「あきた未来総合戦略」について 【資料3】

② 市町村長からの「私の一冊」の推薦等について 【資料4】

③ 生活関連インフラの運営連携に関する研究事業について 【資料5】

④ 自殺予防対策事業への協力について 【資料6】

⑤ 平成27年度における県の女性の活躍推進に係る取組について 【資料7】

⑥ TPP協定に関する今後の対応等について 【資料8】

⑦ 防犯カメラの設置促進について 【資料9】

（3）前回の協働政策会議のフォローアップについて 【資料10】

（4）その他

## 4 閉 会

## 秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 \_\_\_\_\_ 出納局 \_\_\_\_\_

項 目 名	秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会（仮称）の設置について
提 案 要 旨	公共施設等総合管理計画に関して、県内の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を広域的な視野をもって推進するため、標記協議会（仮称）を設置する。
理 由 (背景等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設等の老朽化が進む中、人口減少等による社会情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえ、県と市町村では、施設等を総合的かつ計画的に管理する「公共施設等総合管理計画」の策定を進めており、県では、必要に応じて市町村との担当者会議を開催するなど、計画策定に関する情報共有や意見交換等を行っている。</li> <li>○ 計画策定のために必要な情報共有等をさらに深める一方で、今後、県と市町村が、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの計画を着実かつ効果的に進めていくためには、計画策定後、それぞれの計画に照らしつつ、県内に所在する施設等の全体を把握しながら、県と市町村の協働をさらに推進し、共同設置や共同管理などの広域連携を一層進めていくことが重要である。</li> <li>○ 人口減少社会における行政システムのあり方については、機能合体等推進会議の「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」において、中長期的な視野から調査・研究が行われているが、公共施設等の管理に関しては、道路、橋梁の分野で共同管理を実施するなどの取組が進められている。</li> <li>○ 今後は、計画の策定や推進のために必要な情報の共有等を深めるとともに、公共施設等の管理等に関連し、共同管理など県と市町村との協働による取組の拡大に向けた包括的な協議を行うため、「秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会（仮称）」を平成27年度中に設置することを提案する。</li> </ul>

# 公共施設等総合管理計画骨子について

資料1-2

平成27年11月10日 出納局

## 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

- 公共施設
  - ・427施設、延床面積205万㎡(H25年度末現在)
  - ・一般的に大規模修繕が必要となる30年を経過している施設は45%
  - ・10年後には30年経過施設が64%に増加
  - ・スポーツ・レク施設などの一部において、利用者数が減少
- インフラ施設
  - ・道路実延長3,235km、橋梁数1,113本、トンネル85箇所など
  - ・橋梁は一般的に更新年数が50年であるが、10年後に37%がその年数を経過

### 総人口や年代別人口についての今後の見通し

- 総人口 ※国立社会保障・人口問題研究所による推計
  - ・平成27年 1,026千人 → 平成47年 763千人
  - ・推計上、減少率は全国平均を上回る△25.6%(全国平均△11.7%)
  - ※なお、人口ビジョン(案)では、秋田版「総合戦略」等による施策・事業が効果的に作用した場合、平成47年において808千人にとどまるものと推定
- 年代別人口
  - ・生産年齢人口 平成27年 581千人 → 平成47年 379千人
  - ・老年人口 平成27年 336千人 → 平成47年 321千人

### 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

- 公共施設 今後30年間の経費の年平均は現状の2.1倍(年間104→219億円)
- インフラ施設 今後30年間の経費の年平均は現状の1.4倍(年間274→383億円)
- ※財政の中期見通し(H27.3公表)
  - 現状の普通建設事業費(1,188億円)に対し、一定の縮減が図られても、社会保障関係経費の増や、地方交付税の確保が先行き不透明であること等から財源不足は拡大するものと推計

## 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 対象施設

県が所有する全ての施設(インフラ施設を含む)  
 なお、県が出資する独立行政法人が所有する施設については、所管部局が各々の関係省庁が策定したインフラ長寿命化計画(行動計画)に基づき、総合管理計画と連携を図りながら取り組む。

- ※独立行政法人が所有する施設
  - ・秋田県立脳血管研究センター → 厚生労働省(所管:健康福祉部)
  - ・秋田県立リハビリテーション・精神医療センター → 厚生労働省(所管:健康福祉部)
  - ・秋田県立医療療育センター → 文部科学省(所管:企画振興部)
  - ・秋田県立大学・国際教養大学 → 文部科学省(所管:企画振興部)

### 計画期間

- 10年間(平成28年度～平成37年度)
- ・今後10年間で、老朽化する施設(公共施設30年、インフラ施設概ね50年)が急速に増加するため、この10年間で公共施設等を総合的かつ計画的に管理する重要な期間と位置づけ
- ・人口の見通しなどを踏まえ、20年以上の長期的な視点に立ったうえで計画を策定
- ・社会経済情勢の変化等で適宜見直し

### 取組体制

- 公共施設等総合管理計画推進本部 以下、「推進本部」
  - ・本部長は知事、副本部長は副知事、本部員は各部長、出納局長、危機管理監、地方創生監、教育長及び警察本部長で構成
  - ・全庁横断的な協議、意思決定を行う機関
  - ・計画策定後も存続し、計画推進に関して提案やフォローアップ等を実施
- 公共施設等総合管理計画推進本部幹事会
  - ・幹事長は出納局次長、幹事は公共施設等の管理に関わりの深い19課長の所属長で構成
  - ・計画決定後も存続し、推進本部の協議事項等具体的な事業の検討を行う機関

### 現状や課題に関する基本認識

- 課題Ⅰ 公共施設等の老朽化への対応 計画的な長寿命化の促進、耐震化の措置など県民の安全を確保
- 課題Ⅱ 人口減少等社会情勢の変化への対応 社会情勢等の変化に対応した、適正な公共サービスの水準を維持
- 課題Ⅲ 財政負担の軽減・平準化 財源不足が拡大する中、施設等の管理に関して徹底したコスト対策の実施

《既存の公共施設等すべてに対して、これまでと同様の維持・管理を継続することは困難》

県民の安全を確保しつつ、コスト縮減を図り、持続的に実施可能な管理を行うことを目的に、公共施設等の量及び質の両面を適正化

### 管理に関する基本的な考え方

今後どのように管理していくか、現状と課題に関する基本認識、及び公共施設の自己点検・評価等を踏まえた基本的な考え方を示す。

- 点検・診断等 劣化・損傷等の程度や原因の把握、施設に与える影響の分析など点検・診断等の実施方針
- 安全確保 老朽化の進行等による危険性の高い施設等に対する安全確保の実施方針
- 統廃合及び長寿命 計画的な供用廃止や他用途への転換、民間への売却など公共施設の統廃合の推進方針  
公共施設、インフラ施設の使用期間を戦略的に延伸する長寿命化の実施方針
- 民間の技術等の活用(PPP/PF) 民間の技術、ノウハウ、資金等の積極的な活用に関する実施方針
- 維持管理・修繕・更新等 予防保全型維持管理、トータルコストの縮減・平準化など修繕・更新等の実施方針
- 耐震化 平常時の機能のみならず、災害時の拠点施設としての機能を含めた耐震化の実施方針
- 市町村との協働 施設の共同設置、共同の維持管理等、市町村との協働に関する実施方針
- 県民との情報共有 施設等の管理に関して、県民との合意形成を進めるための情報共有等にかかる方針

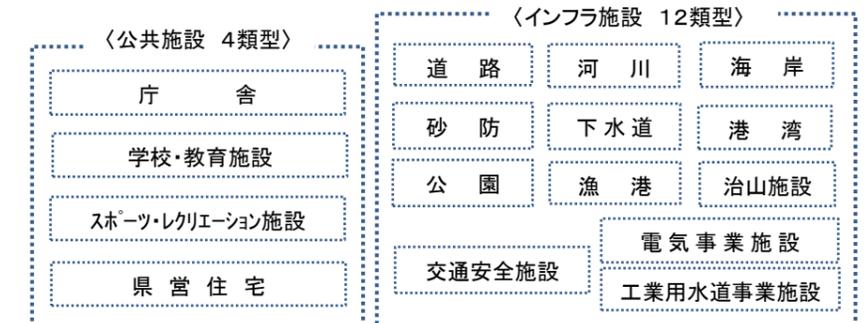
### フォローアップの実施方針

- 推進本部が計画の進捗を管理・評価し、その結果は、適宜(通常年1回)議会へ報告するとともに、県広報等を通して県民への情報提供を行う。
- 評価の結果、必要があれば、計画期間内であっても、推進本部が計画の見直しを行う。

○市町村との協議会を設置し、具体的な案件の協議や情報共有等を行い、県内に所在する公共施設の管理に関して、総合的なフォローアップに努める。

### 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

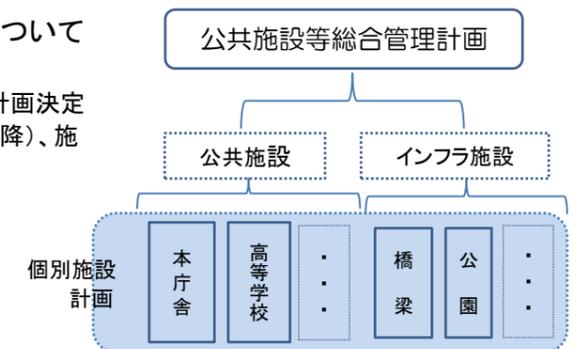
それぞれの特性を踏まえつつ、現状と課題に関する基本認識を明らかにしながら、次の施設類型ごとに管理に関する基本的な方針を定める。



### ※個別施設計画について

公共施設等総合管理計画決定後(平成28年度4月以降)、施設ごとに策定

- ・個別施設の状態等
- ・対策内容と時期
- ・対策費用 等々



## 秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 教育庁（文化財保護室）

項 目 名	日本遺産認定への取組推進について								
提 案 要 旨	<p>「日本遺産」は、歴史的経緯や、地域の風土に根ざした世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財群をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成・伝承、環境整備などの取組を効果的に進めようとするものである。文化庁による「日本遺産」の認定を受けて、様々な文化財群を総合的に活用することで観光客の受け皿となるなど、地域の活性化に結びつくことが期待されている。</p> <p>本県においても、地域活性化の一環として、また、文化財等の活用を推進する意味でも、日本遺産の認定を得ることが有益であると考えられることから、県及び市町村が協働して、候補となるストーリーの掘り起こしから認定申請までの取組を推進していくことが適当である。</p>								
理 由 (背景等)	<p><b>1 平成 27 年度日本遺産認定の現状</b></p> <p>制度初となる今年度の日本遺産は、本年 1 月の申請受付を経て 4 月に 18 件が認定された。そのうち 16 件が北陸・中京以西の西日本に偏在し、東北地方からは 5 件の申請があったが認定はなかった。</p> <p>県内市町村からの申請はなかったが、その要因のひとつに、単独市町村が申請する「地域型」の場合には、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定済みであること、若しくは世界文化遺産暫定一覧表記載案件を有することなど比較的厳しい条件が付されていることが挙げられる。一方、複数市町村に跨がる「シリアル型」ではこうした条件はないが、申請までの時間が短かく、複数市町村が連携して検討する時間的な余裕がなかったことも一因である。</p> <p>なお、文化庁では、2020 年までに 100 件程度の認定を見込み、認定後の情報発信・人材育成などに助成する「日本遺産魅力発信推進事業」を実施して、地域が自立的に活用化に取り組んでいける仕組みづくりを支援しているところである。</p> <p><b>2 平成 28 年度以降の認定に向けて</b></p> <p>来年度以降の認定に向けて、県でもストーリーを検討し、関係市町村との連携や調整を図りながら申請に向けた取組を進めていきたい。</p> <table border="0" data-bbox="512 1749 1299 1912"> <tr> <td>平成 28 年 1 月</td> <td>平成 28 年度日本遺産募集の通知</td> </tr> <tr> <td>2 月</td> <td>募集締切り</td> </tr> <tr> <td>3 月上旬</td> <td>申請書提出</td> </tr> <tr> <td>4 月</td> <td>平成 28 年度日本遺産認定</td> </tr> </table> <p>* 今後、県及び市町村で構成する検討委員会を組織し、平成 28 年 4 月以降、更なる認定の増加に向けた事業を予定している。</p>	平成 28 年 1 月	平成 28 年度日本遺産募集の通知	2 月	募集締切り	3 月上旬	申請書提出	4 月	平成 28 年度日本遺産認定
平成 28 年 1 月	平成 28 年度日本遺産募集の通知								
2 月	募集締切り								
3 月上旬	申請書提出								
4 月	平成 28 年度日本遺産認定								

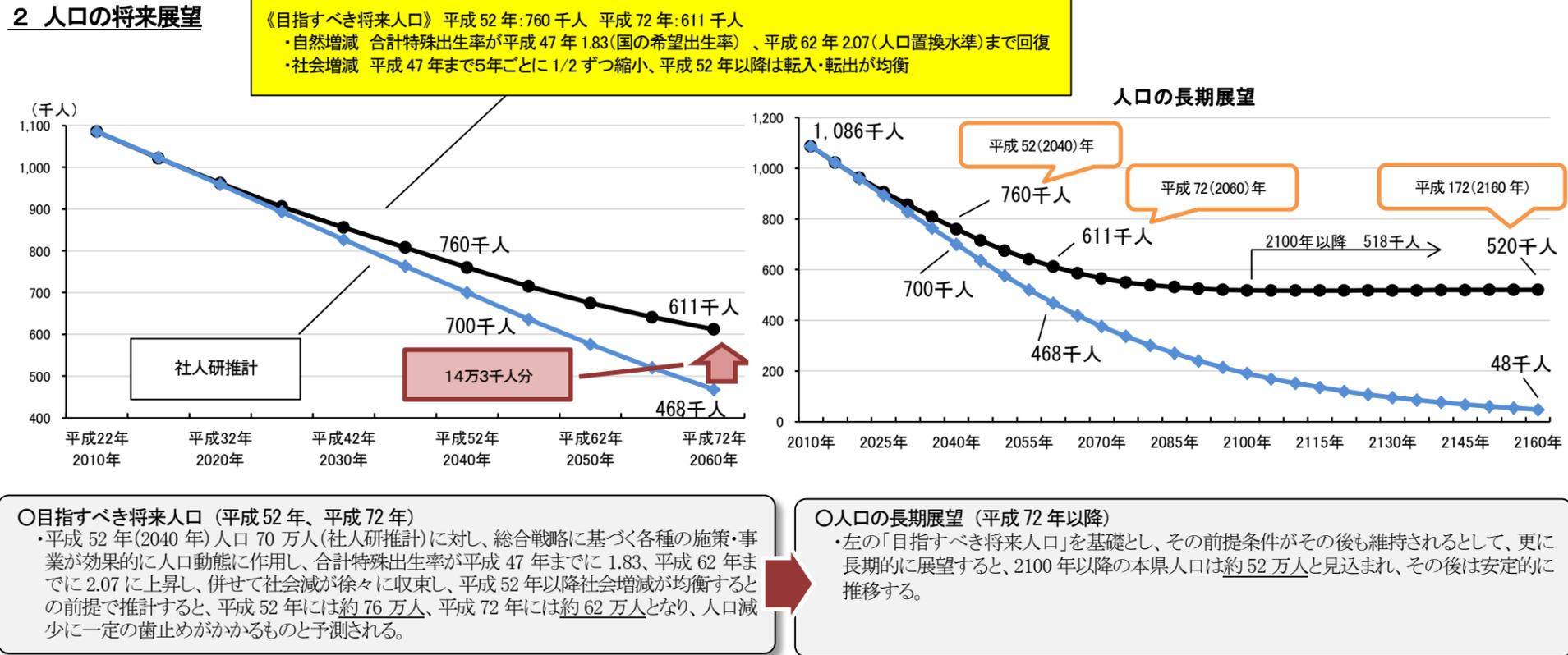
# 秋田県人口ビジョンと総合戦略の概要

## I 秋田県人口ビジョン

### 1 現状と課題

- ◆戦後から続く「社会減」
  - ・県外就職や県外大学等への進学によって、多くの若年層が東京圏等に転出
- ◆平成 5 年から続く「自然減」
  - ・結婚・出産に対する意識の変化等による未婚化、晩婚化、晩産化の進行
  - ・第3子以降の出生割合が、他県と比べて低位
- ◆新規学卒者の受け皿として県内産業が十分ではない
  - ・地域産業の規模が小さく、新規学卒者の雇用吸収力が不十分
- ◆都市と地方の格差、大学進学、女性の就業等
  - ・県内大学等は収容定員も少なく、進学者の多様なニーズに対応できず
  - ・最近では、女性の転出増加等により、県内定着率が低下

### 2 人口の将来展望



### 3 取組の方向性

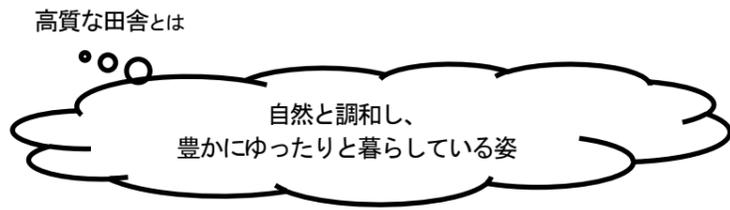
- 社会減の早期解消
  - ・雇用の場の創出等による若者や女性の県内定着
  - ・地域に活力を与える多様な人材の移住・定住の促進 など
- 自然減の抑制
  - ・ニーズを踏まえたきめ細かい結婚・妊娠・出産・子育て支援 など
- 持続可能な地域づくり
  - ・市町村等と連携した新たな仕組みづくり など

## II あきた未来総合戦略

### 1 基本的視点

「高質な田舎」を思い描きながら、「日本に貢献する秋田、自立する秋田」を目指し、官民一体となり、次の視点に沿って、有形無形の資源を最大限に活用した取組を進める。

- 東京圏等への人口流出に歯止めをかける
- 東京圏等から秋田への人の流れをつくる
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 時代に合った地域をつくり、くらしの安全を守る



### 2 基本目標

#### (1) 産業振興による仕事づくり

○雇用創出数 5 年間で 12,630 人  
 ※5つの成長分野（航空機、自動車、新エネルギー関連、医療福祉関連、情報関連）、誘致企業等、起業・創業、新規就農者、新規林業就業者、観光消費額の拡大による雇用創出数の累計

#### (2) 移住・定住対策

○A ターン就職者数 1,061 人(H26)→1,700 人(H31)  
 ○本県への移住者数 20 人(H26)→220 人(H31)  
 ※NPO秋田移住定住総合支援センターへ移住希望登録して移住した人数

#### (3) 少子化対策

○婚姻数 3,842 件(H26)→4,020 件(H31)  
 ○合計特殊出生率 1.34(H26)→1.50(H31)

#### (4) 新たな地域社会の形成

○「住んでいる地域が住みやすい」と思っている人の割合 H31 までに 80%  
 ○社会活動・地域活動に参加した人の割合 46.4%(H26)→68.0%(H31)

「新たな視点で進める施策・事業」など、具体的な取組を展開

### 3 推進期間

平成 27 年度～平成 31 年度  
 (おおむね 5 年間)

### 4 推進体制

基本目標及び施策ごとの数値目標の達成度をもとに、外部有識者の参画を得て施策・事業の効果を検証し、改善を図る。

### Ⅲ 新たな視点で進める施策・事業

#### (1) 産業振興による仕事づくり

①航空機産業の振興と専門人材の育成	主な KPI
<b>■企業と教育機関の連携による大学・高校への専門的カリキュラムの導入</b> ・特殊工程等に係る認証取得支援、県内外企業とのサプライチェーン構築支援 ・企業の中核的人材育成支援、工業系高校等への専門的カリキュラム導入	○航空機産業の製造品出荷額 11億円(H26)→54億円(H31)
②新エネルギー産業の大規模展開	主な KPI
<b>■洋上風力発電等の実施に併せ、関連産業の育成・人材育成を一体的に促進</b> ・洋上風力発電の民間による事業化や送電網整備への支援 ・風力発電事業者のメンテナンス拠点等の誘致と県内企業とのマッチング	○風力発電の導入量 21万kW(H26)→56万kW(H31)
③ICT専門人材育成と高度ICT企業の誘致	主な KPI
<b>■企業と高校等の連携による人材育成、具体的テーマを設定した企業誘致</b> ・企業で工業高校生を受け入れて行う長期間の技術研修の実施 ・高度な技術力を持つICT企業の誘致と大規模なシステム開発	○自社商品開発企業数 5社(H26)→34社(H31)
④クールジャパン戦略に基づく幅広い県産品の輸出の促進	主な KPI
<b>■海外で活躍する民間事業者と一体となった県産品の輸出</b> ・秋田の「食」や伝統的工芸品の海外展開に向けた支援 ・海外で展開している店舗を活用した県産食材の提供と観光PR	○海外展開に新たに取り組む企業数 43社(5か年分の累計)
⑤米依存農業からの脱却	主な KPI
<b>■強い担い手づくりと新規就農の促進、園芸品目の飛躍的な生産拡大及び県外に打って出るための基盤づくりと販売力の強化</b> ・JA出資型法人等の育成や、移住就農者に対する総合的な支援 ・メガ団地やサテライト団地等の整備と水田畑地化対策の推進 ・統一キャッチコピー等を活用したプロモーション活動の展開	○農業法人数(認定農業者) 494法人(H26)→795法人(H31) ○主要園芸作物の販売額 13,470百万円(H26)→ 21,600百万円(H31)
⑥「ウッドファーストあきた」の推進による林業雇用の拡大	主な KPI
<b>■県産材の優先利用による素材生産量の拡大と就業者確保対策の強化</b> ・県民運動や新製品開発等による需要の喚起・拡大と再造林対策の実施 ・林業大学校における人材育成や新卒者等の就業促進	○素材(丸太)生産量 1,030千m <sup>3</sup> (H23-25平均)→ 1,380千m <sup>3</sup> (H31)
⑦ICTの活用と外国人向けの新しい旅行プログラムの開発による海外からの誘客促進	主な KPI
<b>■外国人旅行者の受入態勢整備とターゲットを意識した大規模な誘客・PR</b> ・観光・宿泊施設等へのWi-Fi導入支援と英語コンシェルジュの配置 ・海外の旅行サイトでの情報発信と旅行プログラムの開発	○外国人延べ宿泊者数 41,510人(H26)→ 100,000人(H31)
⑧秋田の将来を支える人材の育成	主な KPI
<b>■高等教育機関の受け皿の拡充と企業が求める人材の育成</b> ・高等教育機関の定員拡大、県立大学の学科再編による専門人材の育成 ・中学・高校生の英検の受検、イングリッシュキャンプの実施	○国際交流を実施している高校数(公立) 29校(H26)→49校(H31)

#### (2) 移住・定住対策

⑨移住者サポートの充実	主な KPI
<b>■官民協働による移住後のきめ細かな定住支援</b> ・市町村機能の強化、生活サポートメニューの充実 ・定住サポーターの養成、移住者間ネットワークの構築支援	○市町村定住サポーターの人数 25人(5か年分の累計)
⑩市町村等と連携した空き家の利活用促進	主な KPI
<b>■市町村や不動産業界と連携した住環境情報の提供と空き家の改修支援</b> ・不動産業界等と連携し、全県の活用可能な空き家情報を提供 ・空き家バンク未設置市町村への働きかけ強化、登録物件の拡大	○空き家を活用して移住した世帯数 110世帯(5か年分の累計)

⑨移住者サポートの充実

主な KPI

#### (3) 少子化対策

⑪全国トップクラスの子育て助成制度	主な KPI
<b>■次の「もう一人」に向けた保育料・医療費助成制度の充実</b> <b>【保育料助成】</b> ・現行制度に加え、新たに <b>第3子以降の子どもが生まれた場合</b> 、一定の所得制限の下で、 <b>第2子及び第3子以降</b> の子どもの保育料の <b>全額を助成</b> ▶ 対象：平成28年4月2日以降に、新たに第3子以降の子どもが生まれた世帯 ▶ 内容：事業を実施する市町村に対して県が半額を補助 <b>【医療費助成】</b> ・助成対象を現行の「小学生まで」から「中学生まで」に <b>拡大</b> ▶ 内容：事業を実施する市町村に対して県が半額を補助	○出生数に占める第3子以降の割合 16%(H26)→21%(H31)  ※現行の保育料制度 ・国の制度 多子世帯において、保育所同時入所等の要件で、2人目半額助成、3人目以降無料 ・県の制度 国軽減後、出生順位を問わず1/2又は1/4を助成
⑫子育て世帯に対する住宅支援	主な KPI
<b>■多子世帯にとって負担感が大きい住宅に対する支援</b> ・多子世帯の住宅や空き家のリフォームを対象に、 <b>現行の住宅リフォーム制度</b> (対象工事費の10%、限度額15万円の補助)の <b>補助率・限度額を拡大</b> ▶ 対象：多子世帯、18歳以下の子と同居している親子世帯 ▶ 補助： <b>3人以上の子と同居の多子世帯</b> 20%(限度額40万円) <b>空き家を購入後のリフォーム</b> 30%(限度額60万円)	○子育てリフォーム件数 920件(5か年分の累計)
⑬若者の県内定着と多子世帯の経済的支援に向けた奨学金制度の創設	主な KPI
<b>■奨学金の返還助成制度及び多子世帯を対象とした奨学金制度の創設</b> ・平成29年4月1日以降に <b>県内就職する者</b> (公務員等を除く。)に対し、 <b>奨学金返還額の一部を助成</b> (「(2)移住・定住対策」) ▶ 対象：新卒者及びAターン者 ▶ 補助：① <b>大卒は3年間、短大卒及び高校卒等は2年間、奨学金返還額の2/3を助成</b> ② <b>県が指定する特定業種の企業へ就職する大卒等</b> には、 <b>上記の期間で奨学金返還額の10/10を助成</b> ・多子世帯を対象とする新たな奨学金制度を創設 ▶ 対象：平成28年4月以降に大学へ進学する者のうち、 <b>子ども3人以上の多子世帯</b> ▶ 金額：月5万円(無利子、借入期間の3倍の期間で返還) ▶ 人数：年100人	○奨学金返還助成者数 2,200人(5か年分の累計) ○出生数に占める第3子以降の割合 16%(H26)→21%(H31)

#### (4) 新たな地域社会の形成

⑭女性と若者の活躍推進	主な KPI
<b>■女性の登用等の促進と若者が元気な地域づくり等に取り組める環境の整備</b> ・女性の活躍に向けた行動計画策定促進のためのポータルサイト、ハンドブックの作成 ・若者のネットワーク構築や自主的企画による地域活性化の取組への支援	○女性の管理職登用率等を盛り込んだ行動計画を策定した300人以下の事業所数 200事業所(5か年分の累計)
⑮高齢者が元気で活躍できる地域づくり	主な KPI
<b>■秋田版CCRCの導入</b> ・「秋田版CCRC構想」推進に向けたシニアニーズ調査 ・シンポジウムの開催、各地域でのCCRCの推進	○CCRCの機能を有する住まいへの入居世帯数 168世帯(5か年分の累計)

# 「あきた未来総合戦略」に係る 市町村との調整・連携が必要な取組

平成 2 7 年 1 1 月

秋 田 県



市町村との調整・連携が必要な取組

1	基本目標 1	雇用創出のための産業振興
	柱立て	(2) 農林水産業の成長産業化の促進
	施策	(ア) 強い担い手づくりと新規就農の促進
	具体的施策 (戦略ページ)	② 新規就農者の確保・育成 (P34)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：農林政策課 連絡先：018-860-1726】 ○項目 <b>県外からの移住者支援</b> ○内容 県外からの移住者を対象とした新たな支援制度を創設するにあたり、農地や住宅の斡旋等が必要になることから、市町村との協議、調整を行う必要がある。
対応方針	具体的なスキームを作成後、関係市町村と協議する。	
2	基本目標 1	雇用創出のための産業振興
	柱立て	(2) 農林水産業の成長産業化の促進
	施策	(イ) 複合型生産構造への転換の加速化
	具体的施策 (戦略ページ)	① 園芸品目（野菜、果樹、花き等）の生産拡大 (P34)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：園芸振興課 連絡先：018-860-1801】 ○項目 <b>新たなメガ団地整備への協調助成</b> ○内容 園芸品目の飛躍的な生産拡大に向けて新たなメガ団地の全県展開を図るには、県と協調した市町村の手厚い助成が必要であることから、市町村との協議、調整を行う必要がある。
対応方針	具体的なスキームを作成後、関係市町村と協議する。	
3	基本目標 1	雇用創出のための産業振興
	柱立て	(2) 農林水産業の成長産業化の促進
	施策	(イ) 複合型生産構造への転換の加速化
	具体的施策 (戦略ページ)	② 複合型生産構造への転換を支える水田農業の再編強化 (P35)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：農地整備課 連絡先：018-860-1821】 ○項目 <b>水田畑地化対策の市町村負担</b> ○内容 水田のフル活用に向けて、園芸メガ団地等の排水対策を強化する必要があることから、市町村負担について協議、調整を行う必要がある。
対応方針	具体的なスキームを作成後、関係市町村と協議する。	

### 市町村との調整・連携が必要な取組

4	基本目標 1	雇用創出のための産業振興
	柱立て	(3) 観光を中心とした交流人口の拡大
	施策	(エ) 交流を支える交通ネットワークの充実
	具体的施策 (戦略ページ)	③ 地域活性化の拠点となる「道の駅」の機能強化 (P41)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：道路課 連絡先：018-860-2483】 ○項目 <b>道の駅の基礎機能向上と個性の発揮</b> ○内容 秋田ならではの「道の駅」づくりを進めるにあたり、道の駅内には市町村が設置・管理する施設も含まれることなどから、環境整備の手法等について協議する必要がある。
対応方針	市町村等の関係機関との調整・連携により、「道の駅」の取組の方向性等を定めた基本計画を策定し、環境整備を推進する。(事業内容が決まり次第(11月頃)全県の連絡会で調整を図る。)	
5	基本目標 2	移住・定住対策
	柱立て	(1) 首都圏等からの移住の促進
	施策	(エ) 移住後のフォロー体制の整備
	具体的施策 (戦略ページ)	① 定住支援体制の整備 ② 地域サポート体制の整備(P45)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：人口問題対策課 連絡先：018-860-1234】 ○項目 <b>移住後の定住に向けた支援体制</b> ○内容 地域への溶け込み支援を行う市町村定住サポーターの設置や、移住後の生活サポートするメニューの充実について、その実施方法等について市町村と協議・調整を行う必要がある。
対応方針	11月中に全市町村を対象とした会議を開催する予定	
6	基本目標 2	移住・定住対策
	柱立て	(2) 若者の県内定着の促進
	施策	(イ) 大卒・高卒者の県内定着の促進
	具体的施策 (戦略ページ)	③ 奨学金返還助成制度の創設 (P47)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：人口問題対策課 連絡先：018-860-1248】 ○項目 <b>奨学金助成制度の創設</b> ○内容 奨学金を借りている学生が、県内に就職した場合、その返還額の一部を助成する制度を創設するが、独自の助成制度を創設済みまたは創設を検討している市町村があることから、協議、調整を行う必要がある。
対応方針	県、民間企業が一体となって一つの基金を設置することも検討しており、10月7日に担当者会議を開催し、調査を行っている。	

市町村との調整・連携が必要な取組

7	基本目標 3	少子化対策
	柱立て	(1) 官民一体となった脱少子化県民運動の展開
	施策	(ア) 結婚、出産、子育てに関する意識の醸成
	具体的施策 (戦略ページ)	① 少子化対策の総合的、実践的な取り組みの推進 (P48)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：人口問題対策課 連絡先：018-860-1248】 ○項目 <b>市町村子どもの国づくり支援事業</b> ○内容 ・事業期間が H25～27 であり、今年度が最終年度である。 ・現行制度のあり方を検討しており、検討事業によっては、市町村事業の存続に直結するため、市町村との協議、調整を行う必要がある。
対応方針	事業のあり方について検討しており、11月頃に全市町村に方向性を示す予定。	
8	基本目標 3	少子化対策
	柱立て	(2) 結婚・妊娠・出産・子育ての総合的な支援の充実・強化
	施策	(ア) 多様な主体による出会いの機会の提供
	具体的施策 (戦略ページ)	① あきた結婚支援センターのマッチング機能等の強化 (P50)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：人口問題対策課 連絡先：018-860-1249】 ○項目 <b>一般社団法人あきた結婚支援センターへの財政負担</b> ○内容 センターの出会いの機会の提供については、これまでも重点的に取り組んできたところである。一般社団法人への移行後もニーズに応じた出会いの場を創出できるようセンター事業費について、毎年度事業計画(案)策定に合わせ市長会及び町村会を通じて調整を図る必要がある。
対応方針	総合戦略の中で、センターのマッチング事業の充実を図る事業計画(案)を検討しており、11月頃の予算案調製前に説明する予定。	

市町村との調整・連携が必要な取組

9	基本目標 3	少子化対策
	柱立て	(2) 結婚・妊娠・出産・子育ての総合的な支援の充実・強化
	施策	(ウ) 子育て家庭の経済的負担の軽減
	具体的施策 (戦略ページ)	① 次の「もう一人」に向けた保育料・医療費助成制度の充実 (P51)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：子育て支援課 連絡先：018-860-1341】 ○項目 <b>保育料助成の充実</b> ○内容 現行のすこやか子育て支援事業制度の拡充として、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、一定の所得制限の下で、第2子及び第3子以降の子どもの保育料の全額を助成することを検討しているが、第3子の認定の仕方等の事務手続き等について市町村との協議・調整を行う必要がある。
対応方針	早期に要綱案を作成し、年内には市町村との協議を終了する。	
10	基本目標 3	少子化対策
	柱立て	(2) 結婚・妊娠・出産・子育ての総合的な支援の充実・強化
	施策	(ウ) 子育て家庭の経済的負担の軽減
	具体的施策 (戦略ページ)	① 次の「もう一人」に向けた保育料・医療費助成制度の充実 (P51)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：長寿社会課 連絡先：018-860-1351】 ○項目 <b>医療費助成の充実</b> ○内容 現行の補助制度の助成対象について小学校卒業から中学校卒業までの延長を検討しているが、助成延長にかかる費用増分の1/2については、市町村の負担を予定しているため、市町村との協議・調整を行う必要がある。
対応方針	早期に要綱案を作成し、年内には市町村との協議を終了する。	
11	基本目標 3	少子化対策
	柱立て	(2) 結婚・妊娠・出産・子育ての総合的な支援の充実・強化
	施策	(ウ) 子育て家庭の経済的負担の軽減
	具体的施策 (戦略ページ)	② 子育て世帯に対する住宅支援 (P52)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：建築住宅課 連絡先：018-860-2561】 ○項目 <b>住宅リフォーム推進事業の拡充</b> ○内容 多くの市町村において、現在も類似の住宅支援制度を実施しており、市町村独自の新たな住宅支援制度を検討していることも考えられるため、事前の説明が必要である。
対応方針	支援制度の詳細が具体的になりしだい、市町村を対象に制度内容の説明を行う予定。(事業内容が決まり次第(11月末頃)実施)	

市町村との調整・連携が必要な取組

12	基本目標 4	新たな地域社会の形成
	柱 立 て	(1) 地域社会の維持・活性化
	施 策	(ア) 地域資源の活用等による地域コミュニティの再構築
	具体的施策 (戦略ページ)	⑤ 都市のコンパクト化の推進 (P55)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：都市計画課 連絡先：018-860-2441】 ○項目 <b>立地適正化計画の策定</b> ○内容 都市のコンパクト化を実現するため、市町村が策定する立地適正化計画を指標にしているが、計画策定にあたっては、国の補助事業を活用できるため、国との窓口として市町村との協議、調整を行う必要がある。
対 応 方 針	都市のコンパクト化に関する勉強会等を実施し、計画策定に向けて関係市町村と調整・連携を図ることとしている。(既に実施中)	
13	基本目標 4	新たな地域社会の形成
	柱 立 て	(2) 安心・安心な暮らしを守る環境づくり
	施 策	(ウ) インフラのマネジメント強化
	具体的施策 (戦略ページ)	② 生活排水処理の広域共同化の推進 (P58)
	調整・連携 項目と内容	【所管課：下水道課 連絡先：018-860-2461】 ○項目 <b>施設の広域共同化と事業運営面での広域連携の推進</b> ○内容 集落排水処理施設等の再編に関する全領域の計画策定と具体的な実施について、また、県事業の公営企業法適用作業に合わせた共同実施について、市町村との協議、調整を行う必要がある。
対 応 方 針	具体的な施設の再編にむけた事業調整を継続して行うほか、施設のさらなる再編計画を盛り込む全領域の構想をH27年度に策定する予定。 公営企業法適用作業の共同実施について、人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会の作業部会で7月から調整を開始。 (既に説明済みであり、連携を取りながら進めている。)	

### 市町村との調整・連携が必要な取組

14	基本目標	基盤となる横断的な取組
	柱立て	
	施策	
	具体的施策 (戦略ページ)	人的ネットワークの活用 (P59)
	調整・連携 項目と内容	<p>【所管課：総務課 連絡先：018-860-1054】</p> <p>○項目 <b>県人会との協働事業の実施</b></p> <p>○内容 県人会との協働事業を実施するにあたり、各市町村と連携により実施する場合も想定されることから、必要に応じて協議・調整を行う必要がある、</p>
対応方針	<p>県・市町村が連携した事業を行うこととなった場合、その都度、関係市町村と協議を行う必要がある。また、全体事業の概要について、平成27年7月10日に市町村との連絡会議を実施したほか、9月18日付けで市町村に対し、県人会等との協働についての照会を実施。</p> <p>また、9月末に県人会向けホームページ及びFacebook を開設し、市町村の情報についても県人会等向けに情報を発信。</p>	

## 市町村長からの「私の一冊」の推薦等について

平成 27 年 11 月 10 日  
企 画 振 興 部

## 1 趣 旨

本県は、読書推進条例を制定している唯一の県であり、秋田県読書推進本部（本部長：知事）を発足するとともに、公立図書館や学校図書館を拠点とした地域の読書環境の充実を図ったほか、第 1 次読書活動推進基本計画期間中（平成 23～27 年度）には、全市町村において「子ども読書活動推進計画」の策定が見込まれるなど、県民読書活動の土台づくりは着実に進展してきている。

第 2 次基本計画（平成 28～32 年度）案では、読書活動の推進により秋田の創生を担う人づくりにつなげるため、読書活動を一層強化する必要があることから、県内の市町村長から「私の一冊」を推薦いただきながら、地域の読書活動の活性化を図るなどにより、「日本一の読書県」を目指すものとする。

## 2 市町村長による推薦図書を紹介と読書活動の活性化について

## (1) 「私の一冊」の推薦

市町村長から「私の一冊」を推薦いただき、HP など様々な媒体で紹介するなど、県・市町村協働による読書活動の普及啓発を図る。

## (2) 地域の読書活動を牽引する「ブックリーダー」としての取組

第 2 次基本計画（平成 28 年 4 月からの施行予定）の推進と合わせ、市町村長に地域の読書活動を牽引する「ブックリーダー」を依頼し、家族ぐるみの読書運動の展開など、地域の読書活動の活性化や読書環境の充実等を図る。

## 【参考】市町村における読書活動推進事例

## (1) 「市民読書条例」（仙北市）

市民の読書に関し基本理念を定め、市の責務を明らかにし、心豊かな人々の多い元気なまちを目指すことを目的とする。（平成 23 年 7 月 1 日施行）全国では同市を含み 7 市町のみ。

## (2) 「村職員のおすすめ絵本」（東成瀬村）

児童館に村職員が毎月一人ずつ絵本選びをする「絵本 de リレー」コーナーがある。「村長さんのおすすめの絵本」「税務会計課長さんのおすすめの絵本」など。村の全戸へ通信で周知。

## (3) 「ブックスタート推進事業」（秋田市）

出生児に絵本をプレゼントし、読み聞かせを通じた親子のふれあいを深めることを目的に子ども育成課が所管し、図書館司書・保育士・ボランティアなど市民と協働で取り組む。

平成27年11月10日  
企画振興部

### 第1次計画のおもな成果

#### 土台づくり

都道府県で唯一の読書推進条例をもつ県として、公立図書館や学校図書館を拠点とした読書活動の充実と、県民運動推進体制を整備しました。

- 秋田県読書活動推進本部発足
- 「県民読書の日」の制定・ふるさと秋田文学賞創設
- 25市町村が子ども読書活動推進計画を策定
- 全校で取り組む読書活動をしている小・中学校の割合100%

#### 計画期間

平成28年度～32年度  
(5年間)

### 第2次計画がめざす読書活動の姿

#### 土台づくりから人づくりへ

#### 「日本一の読書県」をめざして

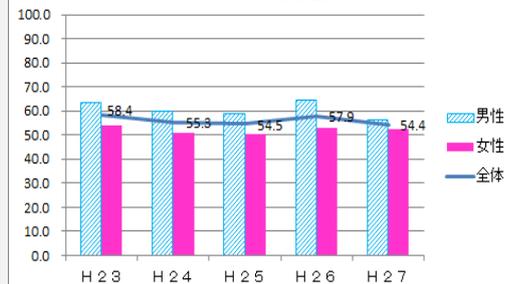
- ◆県民のだれでも・いつでも・どこでも 本が暮らしの身近なところにある、本を愛し、本から学び、読書の楽しさを語り合っている。
- ◆読書が、これからの秋田の地方創生を担う人づくりと知的習慣を形成している。

平成28年度～32年度  
(5年間)

#### 読書活動の課題

- ・高校生や大学生など若者の主体的な読書活動の取組促進
- ・女性、子育て世代、働き盛りの世代の読書環境の整備
- ・シニアによる子どもへの読書習慣の継承
- ・企業との協働拡大
- ・県と市町村との協働による推進体制の強化

1日30分以上読書する人の割合



## 生活の場に根付いた読書活動の推進

### 第2次計画の施策の柱

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 学校・職場における読書活動の推進
- 3 地域における読書活動の推進
- 4 県民協働による読書活動の推進

目標  
(H32)



- 「本を読むのが好きだ」「読書習慣がある」と答える県民の割合が90%以上
- 週3時間以上読書をしている人の割合が90%以上

### 拡充・強化する主な取組

- ◆家庭では
  - ・本のある生活の心地よさや、読書を通じた家族コミュニケーション等の県民提案
- ◆学校・職場では
  - ・学校図書館の地域開放促進、企業内文庫の創設
- ◆地域では
  - ・地域図書館の地域課題解決に向けた活動の充実  
(ブックスタート推進事業等子育て支援や電話朗読ボランティア等福祉支援機能 など)
- ◆県民協働では
  - ・市町村長による「秋田県ブックリーダー」の創設
  - ・商店街との協働による店舗内読書コーナーの普及
  - ・若者や女性による愛読書家のビブリオバトル、婚活イベントでの愛読書活用 等

## 生活関連インフラの運営連携に関する研究事業について (ごみ焼却施設・し尿処理施設)

平成27年11月10日  
企画振興部

### 1 事業の目的

生活関連インフラの老朽化や職員の減少等に伴い、更新や維持管理に要するコストが大きな課題となっており、今後、更に人口減少が進んだ場合には、市町村が生活関連インフラを維持できないことも懸念される。

このため、県と市町村で構成する「行政運営のあり方研究会」において、2040年における生活関連インフラの運営コスト等をシミュレーションし、自治体間の連携による運営の効率化や行政サービスのあり方等について研究することとし、平成27年度は事業対象を「ごみ焼却施設及びし尿処理施設」とした。

### 2 事業の概要

各市町村のごみ焼却施設及びし尿処理施設の現状、更新計画等を調査し、(一財)日本環境衛生センターへの業務委託により、将来推計人口等を基に将来における効率的・効果的な管理や設置の手法等について、専門的見地から検討を行った。

#### (1) 各市町村等からの基礎データ収集(施設の規模、建設費、処理費、運営費等)

- ① 7月9日: アンケート調査に関する説明会の開催
- ② 7月15日～31日: アンケート調査の実施

#### (2) 各市町村の2040年のシミュレーション等

- ① 調査結果及び各種統計調査を基にしたシミュレーション
  - ・現在の施設を活用した場合の処理人口(量)、運営費等
  - ・2040年までに更新を迎える施設の統廃合等
- ② シミュレーション結果の全県基本図の作成
  - ・現況図(2015年)及び将来図(2040年)

### 3 今後の進め方

#### (1) 当面のスケジュール

- ① 10月29日: 「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」総会への『秋田県内のごみ焼却施設及びし尿処理施設の広域化に関する調査報告』(概要)の報告
- ② 11月10日: 秋田県・市町村協働政策会議への『秋田県内のごみ焼却施設及びし尿処理施設の広域化に関する調査報告』(概要)の報告
- ③ 3月: 「あり方研究会」第2回総会において今後の協議手法等の検討

#### (2) 協議方針等

- ① 今後10年程度で更新時期を迎える施設については、報告書の内容も参考に、そのあり方等について速やかに検討を開始する必要がある。
- ② 県として、必要に応じて市町村間の調整を図ると共に技術的な支援を行う。

# 秋田県内のごみ焼却施設及びし尿処理施設の広域化に関する調査報告

(「平成27年度生活関連インフラ運営連携研究事業業務報告書」の概要)

業務委託先：一般財団法人日本環境衛生センター

## 1 業務の目的・内容

人口の将来予測や廃棄物実態調査等の既存資料及び市町村等へのアンケート調査結果に基づき、秋田県内のごみ焼却施設やし尿処理施設の将来の適正なあり方についてシミュレーションし、自治体運営の効率化や行政サービス維持に向けての参考に資する。

## 2 広域化検討の必要性

- (1) 人口減少社会 → 歳入不足等により行政サービスを維持できない恐れ
- (2) 職員の減少 → 維持管理等の人材が確保できない恐れ
- (3) 施設の老朽化 → 更新や維持管理に多額の費用を要し、財政を圧迫する恐れ

## 3 広域化のメリット

- (1) 施設の集約により、整備費・維持管理費の低減、人件費の削減が期待できる。
- (2) 施設の安定運転によるCO<sub>2</sub>排出量の削減が期待できる。
- (3) 一定以上の規模により発電等のエネルギー創出（災害時の電力供給）が可能。

## 4 施設の現況及び望ましい広域化のあり方

### (1) ごみ焼却施設

ア 施設の現況（平成27年度現在、28年度稼働予定を含む。）※図1-1を参照

	自治体名	関係市町村	稼働年度	経過年数	処理能力(t/日)
1	秋田市	秋田市	H 14	13	460
2	横手市	横手市	H 28	0	95
3	大館市	大館市	H 17	10	90
4	由利本荘市	由利本荘市	H 6	21	130
5	潟上市	潟上市	S 59	31	60
6	北秋田市	北秋田市、上小阿仁村	H 2	25	60
7	にかほ市	にかほ市	H 28	0	29
8	仙北市	仙北市	H 10	17	51
9	鹿角広域行政組合	鹿角市、小坂町	H 14	13	60
10	能代山本広域市町村圏組合	能代市、藤里町、三種町、八峰町	H 7	20	144
11	湯沢雄勝広域市町村圏組合	湯沢市、羽後町、東成瀬村	H 4	23	120
12	大仙美郷環境事業組合	大仙市、美郷町	H 14	13	154
13	八郎湖周辺清掃事務組合	男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村	H 20	7	60
	計				1,513

### イ ごみ焼却量の将来予測（年間）

人口減少に比例してごみ焼却量も減少すると仮定（リサイクル率は現状と同様）

H25実績：355.3千t → H52予測：239.4千t

### ウ ごみ焼却施設の必要能力

H52年予測：239.4千t ÷ 280日（稼働日数） ÷ 0.96（調整係数：環境省指針） × 1.05（災害廃棄物処理分） ≒ 940t/日

エ 将来の広域化の理想的な姿（6ブロックに集約）

- ・施設規模を100t／日程度以上と想定（発電が可能）
- ・現行の収集運搬体系を大きく変えないことを考慮（広域化で運搬コストが増加）

①	②	③	④	⑤	⑥	
大館市・鹿角広域	北秋田市・能代山本広域	秋田市・潟上市・八郎湖周辺	由利本荘市・にかほ市	仙北市・大仙美郷	横手市・湯沢雄勝広域	計（t／日）
91	90	437	84	122	115	939

オ 現状の整備計画を踏まえた平成52年(2040年)の望ましい姿（9ブロックに集約）

※図1-2を参照

① 大館市・鹿角広域行政組合ブロック（1施設）

- ・大館市施設は、平成52年頃に稼働停止時期を迎える。
- ・鹿角広域行政組合施設は、平成50年頃に稼働停止時期を迎える。
- ・平成52年前後で、両施設の集約が望ましい。

② 北秋田市・能代山本広域市町村圏組合ブロック（2施設）

- ・北秋田市は、平成30年度に新施設が稼働する予定である。
- ・能代山本広域市町村圏組合は、平成37年度に新施設稼働の構想がある。
- ・平成52年以降に、両施設の集約が望ましい。

③ 秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック（1施設）

- ・秋田市は、平成44年度に新施設が稼働する予定である。
- ・潟上市施設は、平成40年度まで使用予定にしているが、それ以降は、秋田市との協議や施設の処理能力等を勘案しながら、秋田市施設に搬入するのが望ましい。
- ・八郎湖周辺事務清掃組合施設は、平成20年に稼働した新しい施設だが、老朽化により稼働を停止する時期になったら、秋田市との協議や施設の処理能力等を勘案しながら、秋田市施設に搬入するのが望ましい。

④ 由利本荘市・にかほ市ブロック（2施設）

- ・由利本荘市は、平成36年度に新施設が稼働する予定である。
- ・にかほ市は、平成28年度に新施設が稼働する予定である。
- ・平成52年以降に、両施設の集約が望ましい。

⑤ 仙北市・大仙美郷環境事業組合ブロック（1施設）

- ・仙北市施設は、平成45～47年頃に稼働停止時期を迎える。
- ・大仙美郷町環境事業組合施設は、平成49年頃に稼働停止時期を迎える。
- ・仙北市のごみは、平成45～47年頃以降であれば大仙美郷町環境事業組合施設で処理することが可能であるが同施設も老朽化するため、平成50年前後で、両施設の集約が望ましい。

⑥ 横手市・湯沢雄勝広域市町村圏組合ブロック（2施設）

- ・横手市は、平成28年度に新施設が稼働する予定である。
- ・湯沢雄勝広域市町村圏組合は、平成29年度に新施設が稼働する予定である。
- ・平成52年以降に、両施設の集約が望ましい。

(2) し尿処理施設

ア 施設の現況（平成27年度現在）※図2-1を参照

	自治体名	関係市町村	稼働年度	経過年数	処理能力(kl/日)
1	秋田市	秋田市	H 2 5	2	1 7 5
2	横手市	横手市	H 2 8	1 9	1 2 2
3	〃	〃 (雄物川)	S 6 0	3 0	5 5
4	大館市	大館市	S 5 9	3 1	1 6 0
5	仙北市	仙北市	H 2 1	6	6 0
6	五城目町	五城目町	S 6 3	2 7	2 0
7	鹿角広域行政組合	鹿角市、小坂町	H 1 0	1 7	9 0
8	能代山本広域市町村圏組合	能代市、三種町、八峰町	H 1 1	1 6	1 2 0
9	本荘由利広域市町村圏組合	由利本荘市、にかほ市	H 2	2 5	1 0 0
10	〃	〃	S 5 5	3 5	1 2 0
11	湯沢雄勝広域市町村圏組合	湯沢市、羽後町、東成瀬村	H 9	1 8	1 6 0
12	男鹿地区衛生処理一部事務組合	男鹿市、湯上市	H 2	2 5	1 0 0
13	八郎潟・井川町衛生処理施設組合	八郎潟町、井川町	H 8	1 9	8
14	北秋田市周辺衛生施設組合	北秋田市、能代市(ニツ井)、 藤里町、上小阿仁村	H 6	2 1	1 0 0
15	大仙美郷環境事業組合	大仙市、美郷町	S 6 1	2 9	1 8 2
	計				1, 5 7 2

イ し尿処理量の将来予測（年間）

人口減少に比例してし尿処理量も減少すると仮定

H 2 5実績：4 3 0. 6千kl → H 5 2予測：2 7 5. 7千kl

ウ し尿処理施設の必要能力

H 5 2年予測：2 7 5. 7千kl ÷ 3 6 5日（稼働日数）× 1. 1 5（月変動係数：  
環境省指針）≒ 8 7 0 kl/日

エ 将来の広域化の理想的な姿（6ブロックに集約）

- ・施設規模を100kl/日程度以上と想定（近年の平均規模）
- ・ごみ焼却施設のブロック分けと同様（効率性・経済性を考慮）

①	②	③	④	⑤	⑥	
大館市・鹿角広域	北秋田市・能代山本広域	秋田市・湯上市・八郎湖周辺	由利本荘市・にかほ市	仙北市・大仙美郷	横手市・湯沢雄勝広域	計(kl/日)
1 5 3	1 1 2	1 4 5	1 2 1	1 3 9	2 0 2	8 7 2

オ 現状の整備計画を踏まえた平成52年(2040年)の望ましい姿（9ブロックに集約）  
※図2-2を参照

① 大館市・鹿角広域行政組合ブロック（2施設）

- ・大館市と鹿角広域行政組合施設は、平成32年度から稼働を開始する県北地区広域汚泥処理事業に参画する予定としていることから、今後の施設整備・運営もそれぞれで行うのが望ましい。

② 北秋田市・能代山本広域市町村圏組合ブロック（2施設）

- ・北秋田市は、平成32年度に新施設が稼働する予定である。
- ・能代山本広域市町村圏組合は、県北地区広域汚泥処理事業に参画する予定としていることから、今後の施設整備・運営もそれぞれで行うのが望ましい。

③ 秋田市・五城目町・八郎潟・井川町衛生処理組合・男鹿地区衛生処理一部事務組合ブロック（2施設）

- ・秋田市は、平成25年度から汚泥再生処理施設（以下「秋田市センター」という。）が稼働している。
- ・五城目町は更新時期は未定だが、7kl程度の新施設を稼働させる予定である。
- ・八郎潟・井川町衛生処理施設組合施設は、平成43年頃に稼働停止時期を迎える。現施設が稼働終了となれば、五城目町との協議や施設の処理能力等を勘案しながら、五城目町の施設に搬入することが望ましい。
- ・男鹿地区衛生処理一部事務組合施設は、平成37年頃に稼働停止時期を迎える。施設を更新し下水道に接続させる計画もあるが、同施設と秋田市センターとの距離は近いため（27km）、秋田市との協議や施設の処理能力等を勘案しながら、秋田市センターに搬入することが望ましい。

④ 由利本荘市・にかほ市ブロック（1施設）

- ・由利本荘市は、現在2施設が稼働しているが、どちらも古いため、施設の更新・集約が必要と考える。

⑤ 仙北市・大仙美郷環境事業組合ブロック（1施設）

- ・仙北市施設は、平成40年頃までの稼働が可能と思われる。
- ・大仙美郷町環境事業組合は、平成35年頃まで現施設を使用する予定であるが、稼働終了となった場合、仙北市施設では処理しきれないため、同ブロック内で新施設を共同で建設し、仙北市のし尿は後から搬入するのが望ましい。

⑥ 横手市・湯沢雄勝広域市町村圏組合ブロック（1施設）

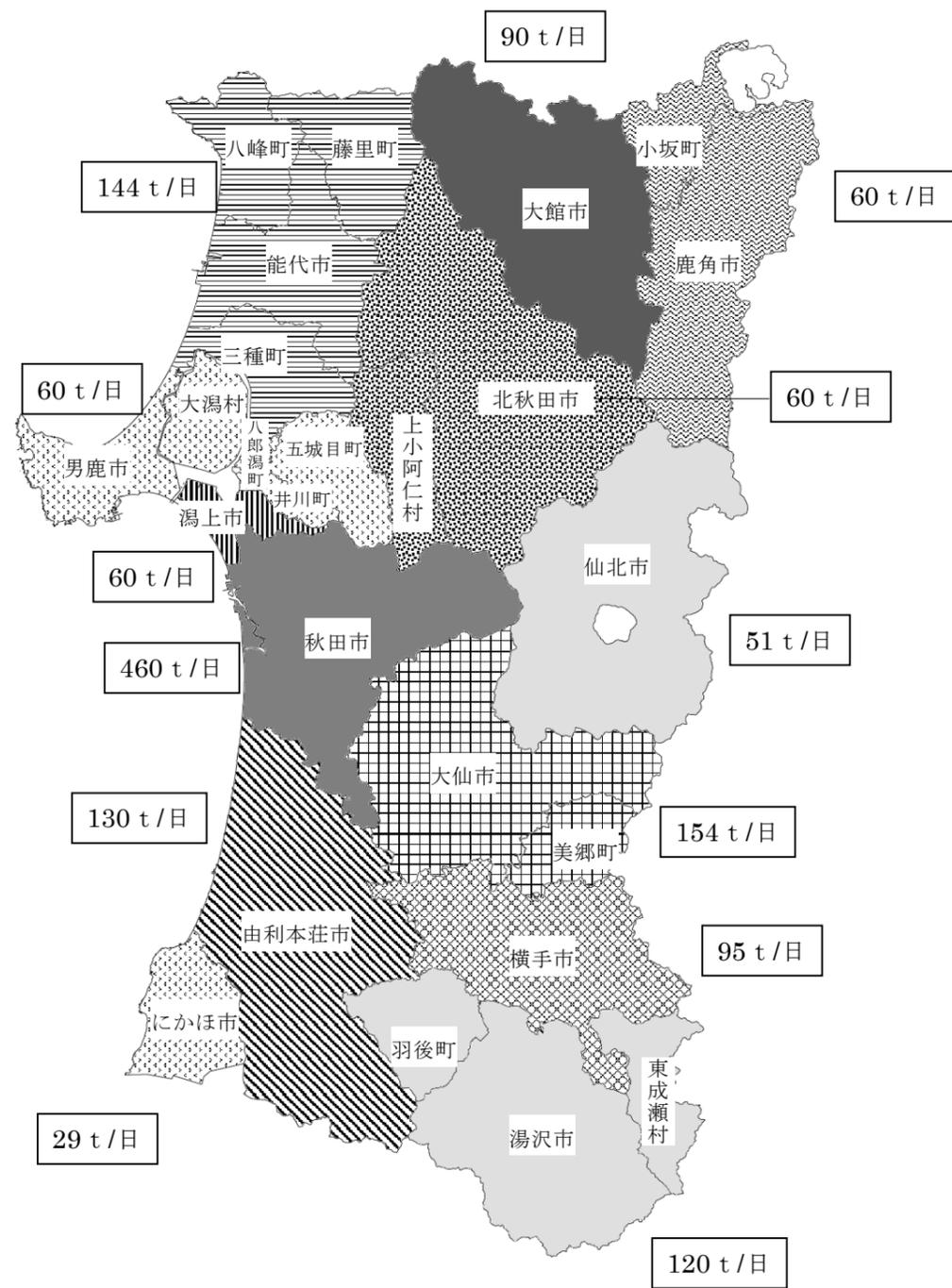
- ・横手市は、施設が2つあり、雄物川衛生センターの施設は古いため、平成32年頃に横手衛生センターに統合する予定である。横手衛生センターは平成43年頃に稼働停止時期を迎える。
- ・湯沢雄勝広域市町村圏組合施設は平成44年頃に稼働停止時期を迎える。
- ・両施設の更新時期に、施設を集約するのが望ましい。

5 広域化検討の進め方

廃棄物処理施設の整備は、構想・計画から稼働開始まで10年程度の期間を要するため、広域化の協議は、それ以前から検討を開始し、関係市町村等と県が密接に連携して取り組むことが求められる。

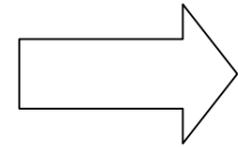
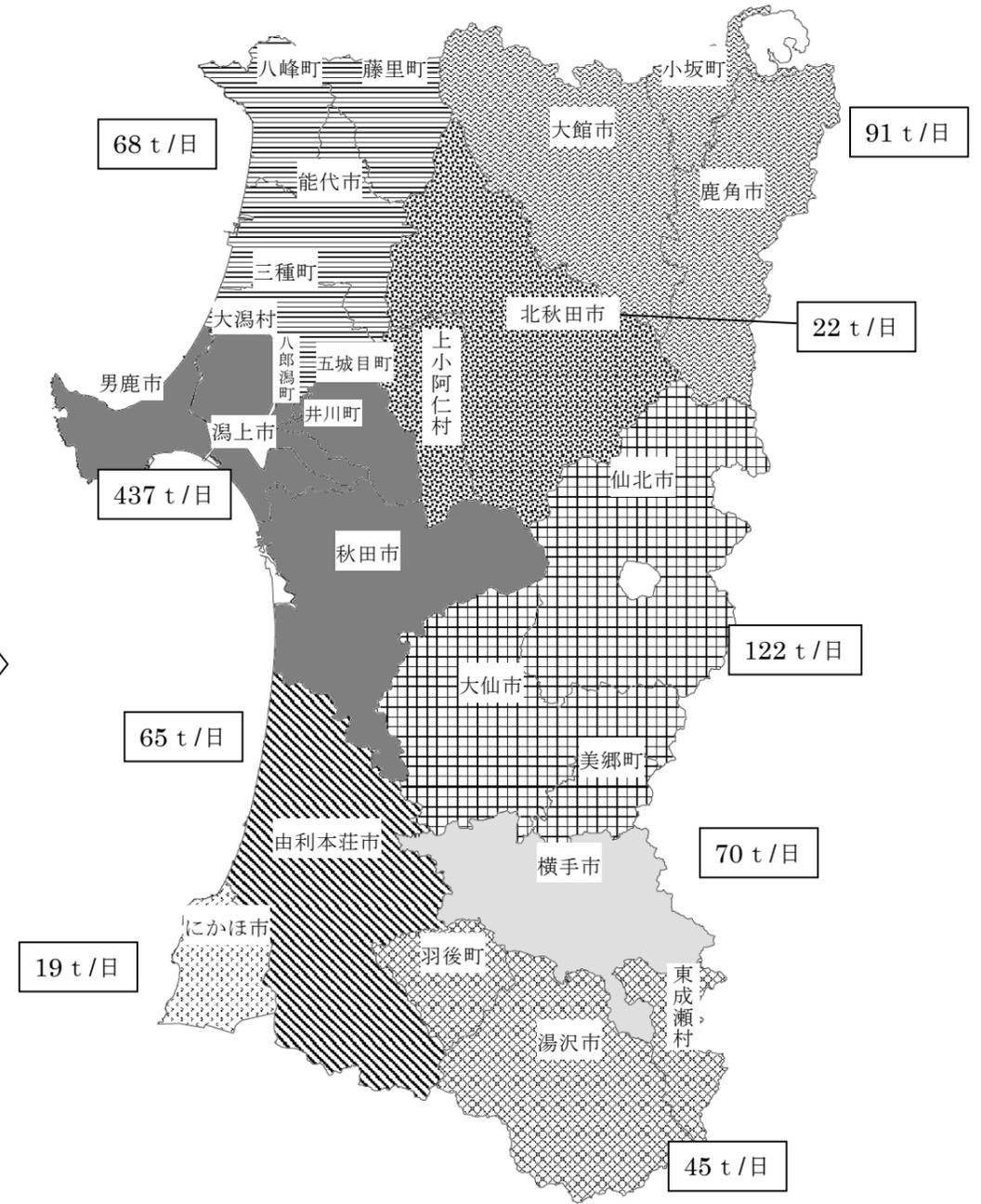
ごみ焼却施設の広域ブロック（現況：13ブロック）

図1-1



現状の整備計画等を踏まえた平成 52 年(2040 年)の望ましい姿（9ブロック）

図1-2



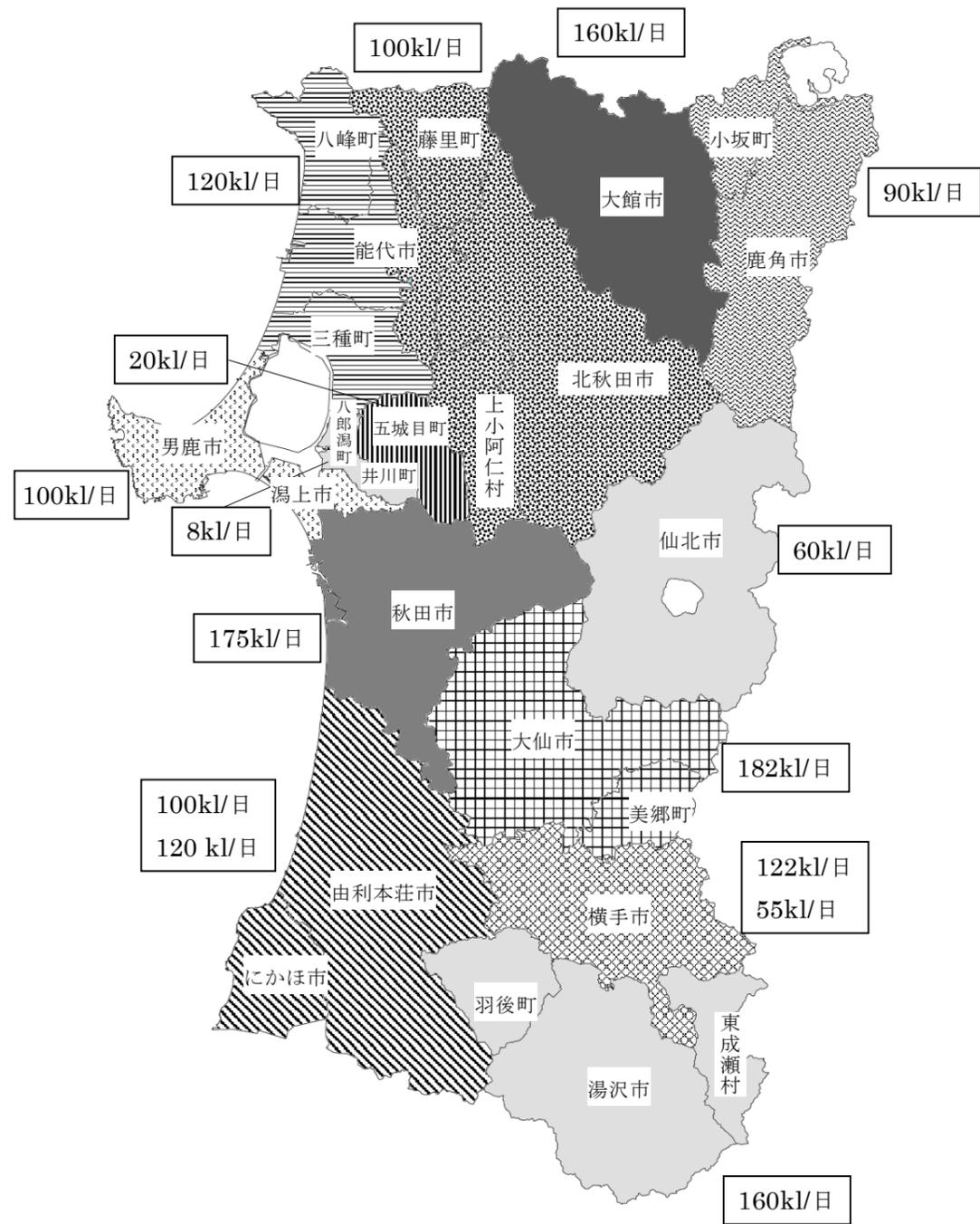
平成27年4月現在（28年度稼働予定含む。）

内は、処理能力（施設規模）

内は、平成52年(2040年)時点で必要となる処理能力（施設規模）

し尿処理施設の広域ブロック（現況：13ブロック<15施設>）

図2-1

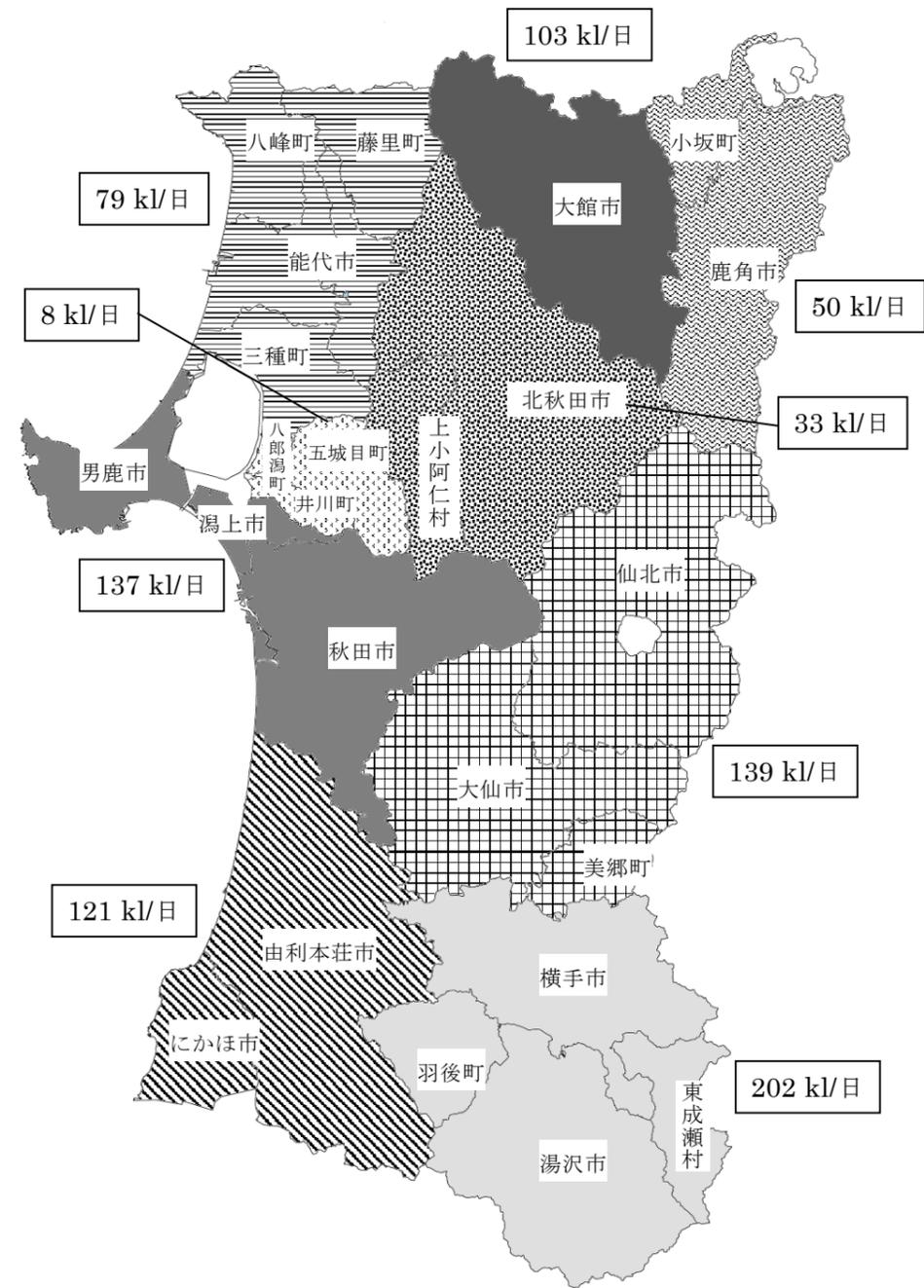
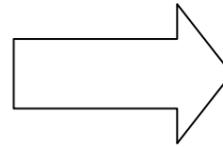


平成27年4月現在

は、処理能力（施設規模）

現状の整備計画等を踏まえた平成52年(2040年)の望ましい姿（9ブロック）

図2-2



内は、平成52年(2040年)時点で必要となる処理能力（施設規模）

## 秋田県・市町村協働政策会議の連絡・報告事項について

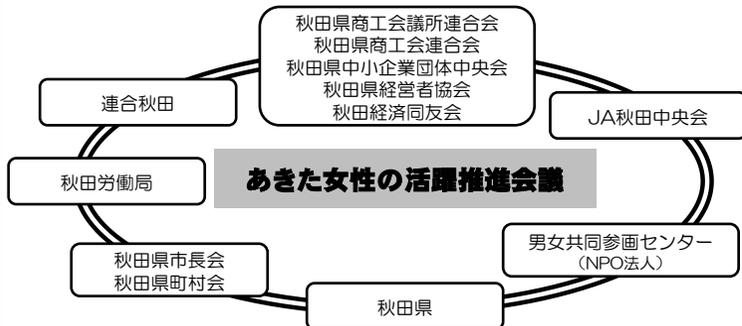
部局名 健康福祉部

項 目 名	自殺予防対策事業への協力について
要 旨	<p>平成27年の自殺者数が平成26年に比べ増加傾向にあることから、緊急の対策として次の事業を実施することとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域におけるゲートキーパー養成研修</li> <li>2 市町村等による高齢者宅訪問の際の相談窓口周知</li> <li>3 若年層の心理についての研修会</li> </ol> <p>つきましては、次の事項についてご協力をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や若年層の自殺の未然防止につなげるための研修会への参加</li> <li>・県が作成する相談窓口チラシの高齢者等への周知</li> </ul>
理 由 (背景等)	<p>○自殺予防の緊急対策の一環として、7月から8月にかけて自殺予防市町村キャラバンを実施したところ、次の課題が見つかりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者などへの情報伝達が不十分</li> <li>・気軽に相談できる体制の整備が必要</li> <li>・若者への対応ノウハウの蓄積が不十分 等</li> </ul> <p>○そこで、市町村や民間団体からの意見・課題などを踏まえ、9月議会において、依然として自殺者が多い高齢者や、今年、特に増加している若年層への対応事業（上記1～3）予算を追加し、実施することといたしました。</p>

具体的な取組（平成27年度）

方向Ⅰ：官民一体となった女性の活躍を推進する体制の強化

■「あきた女性の活躍推進会議」の設置



○経済団体等と国・県・市町村が一体となって、行動指針に基づき取組を進めるとともに、成果の検証等を行う。

【行動指針】①女性の活躍推進に向けた社会的機運の醸成  
②女性が活躍できる職場づくりの促進  
③女性のキャリア形成等に係る支援

- ・推進会議 5月21日設立、(第2回) 11月24日
- ・連絡会議(担当者) (第1回) 7月10日、(第2回) 10月13日、(第3回) 1月予定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行を受けての対応

◎女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）成立：H27.8.28、公布：H27.9.4、施行：H27.9.4（事業主行動計画に関する規定はH28.4.1）

【基本原則】

- ・女性が個性と能力を十分に発揮できるようにすること
- ・ワーク・ライフ・バランスを確保できる環境づくりに取り組むこと
- ・本人の意思が尊重されること



女性の職業生活における活躍を推進

県・市町村の役割

○推進計画の策定（法第6条、努力義務）

- ・国の基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定に努める。（市町村は、県の推進計画策定後は、当該計画も勘案）
- ・県：第4次秋田県男女共同参画推進計画と一体のものとして策定。（27年度中）

●特定事業主行動計画の策定（法第15条、義務）

- ・女性職員の活躍の現状を把握・分析し、その結果を踏まえ、それぞれの自治体の実情に応じた数値目標を含んだ行動計画を策定しなければならない。（27年度中）
- ・地方公務員法第6条に規定される任命権者（地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会等）は地方公共団体の規則で特定事業主として定める必要がある。
- ・教育委員会は特定事業主として女性活躍推進法施行令で定められている。

○協議会の設置（法第23条、任意）

- ・地域の女性の活躍を効果的かつ円滑に推進するため、事業主団体やNPO、労働組合等により構成される協議会を組織することができる。
- ・県：「あきた女性の活躍推進会議」を協議会に位置づけ

方向Ⅱ：男女がともに働きやすい職場づくりの促進

■普及啓発イベントの実施

○県内マスコミ等と連携し、女性の活躍推進会議設立PRと社会的機運の醸成を図るためのキックオフイベントを実施。

- ・期日等：8月8日(土)～9日(日)、秋田ビューホテル

○地域における普及啓発イベントを実施。

- ・開催日等：8月1日(横手市)、9月12日(北秋田市、秋田市)、10月31日(秋田市・日本女性会議秋田大会プレイベント)

■職場における女性活躍の環境づくり

○経営者等の理解促進に向けたセミナーを実施。

- ・開催日等：7月30日(秋田市)、8月25日(大館市)、8月28日(横手市)

■「男女イキイキ職場宣言事業所」拡大の取組

○女性の能力活用等に積極的に取り組む事業所を「男女イキイキ職場宣言事業所」として、パンフレット等で広く周知。

- ・平成27年3月31日現在 219事業所

さらなる推進に向けた取組（9月補正）

- 総合的な情報プラットフォームの構築
- 企業への女性の活躍推進に向けた取組の促進
- 女性の活躍推進に関する普及啓発の強化

〈具体的な取組〉

- ・関係機関や団体等の各種情報を集約し一元化したポータルサイトの構築
- ・女性の活躍推進に関するハンドブックの作成、配布
- ・女性の活躍推進に関する普及啓発チラシの作成、配布
- ・マスメディアを活用した広報による社会的機運の醸成の加速

■入札参加資格審査における評点付与

○女性が活躍できる職場の環境整備等に取り組んでいる事業所に対して、入札参加資格審査で評点を付与。

方向Ⅲ：ライフステージに対応した女性の活躍支援

■女性のキャリア形成支援

○働く女性のスキルアップに向けた研修を実施。

- ・時期等：9月～10月、大館市、秋田市、横手市で各2回

○女性の起業を支援するためのセミナーを実施。（秋田市）

- ・開催日：(第1回) 7月23日、(第2回) 11月5日

■女性の再チャレンジ支援

○離職した女性等を対象に、再就職等の再チャレンジを支援するためのセミナーや研修等を開催。（秋田市）

- ・毎月2～3回開催

■小中高校での副読本の活用

○男女が協力して仕事や家事・育児等に取り組む意義や女性の活躍などについて、学校や家庭などで学び考えることができるよう副読本を授業等に活用。

## ＴＰＰ協定に関する今後の対応等について

平成 27 年 11 月 10 日

農林水産部

### 1 基本的な考え方

- 本県では、農林水産ビジョンに基づき、複合型生産構造への転換や強い担い手づくりなど、農林水産業の構造改革を進めてきたが、このたびのＴＰＰ交渉の大筋合意により、これまでの取組をさらに強化していくことが必要となっている。
- 特に、米や畜産といった分野では、輸入拡大による価格低下などの影響が懸念されており、意欲ある農林漁業者が、将来にわたり希望を持って経営に取り組めるよう、ＴＰＰの影響を最小限に緩和する対策とともに、競争力強化に向けた個別政策や農村社会を維持発展するための地域政策を講じる必要がある。
- このため、県としては、農林水産業への影響分析や国内対策などに関する国の動向に注視しつつ、当面は次のとおり対応していく。

### 2 県の対応

#### (1) 「秋田県ＴＰＰ農業対策本部」の設置（10月13日）

農林水産業に係る「秋田県ＴＰＰ農業対策本部（本部長：農林水産部長）」を設置し、国等からの情報収集や農林水産業の各分野における影響分析を行うとともに、県独自の対策を検討。

#### (2) 国への要望（10～11月）

国に対し、我が国の農林水産業に与える影響について、丁寧に説明するとともに、農林水産業が将来にわたり、持続的に発展していくため、十分な国内対策を講ずることを要望。

- ・北海道東北地方知事会での要望：10月15～16日
- ・全国知事会での要望：10月26日
- ・知事による国への要望：11月18～19日

#### (3) 農家等からの意見・要望の把握（10～11月）

認定農業者や農業法人等から幅広く意見等を聴取し、県独自の対策に反映。

(4) 「T P P 農業対策県民会議」の設置（設置時期は国の状況等を勘案）

生産者や関係団体等からなる「秋田県T P P 農業対策県民会議(仮称)」を設置し、対策の方向性や内容を協議。

(5) 「T P P 農業関連対策大綱」の策定（1～2月）

県民会議や農家等からの意見等を踏まえ、T P Pに対応した県の対策をとりまとめた「秋田県T P P 農業関連対策大綱（仮称）」を策定。

### 3 国の対応

国では、T P P協定の国会承認を求めるまでに、T P P関連対策をとりまとめることとしており、そのスケジュールは明らかにされていないが、新聞報道等では以下のとおりとなっている。

時 期	国 会 等 の 動 き
2015年11月	総合的なT P P 関連政策大綱（仮称）策定
）	補正予算案の決定
12月	2016年度予算案の決定
2016年1月	補正予算の成立 （T P Pの国会審議？）
3月	2016年度予算の成立

## 県警察の重点取組事項に関する協力依頼について

平成27年11月10日

秋田県警察本部

項 目 名	防犯カメラの設置促進について
協力依頼要旨	厳しい治安情勢を踏まえ、自治体による防犯カメラ設置の促進について協力依頼する。
協力依頼内容	<p>(1) 現状</p> <p>全国的に刑法犯の認知件数が減少しているが、その大半は窃盗犯の減少である。一方で大阪府寝屋川市において中学生2人が殺害された事件、埼玉県熊谷市において6人が殺害された事件、愛知県春日井市におけるラーメン店強盗殺人事件のほか、各地で少年や女性が殺害されるなど、連日殺人事件のニュースが報じられ、国民の治安に対する不安感が高まっている状況にある。</p> <p>県内においても、本年9月5日に鹿角市でタクシー運転手に対する強盗殺人事件が発生したほか、女性に対する連続暴行事件やわいせつ事件が断続的に発生しており、さらには子供に対する声掛け事案が増加傾向にあるなど、非常に厳しい治安情勢にある。</p> <p>(2) 必要性</p> <p>こうした犯罪情勢下において、防犯カメラは犯罪の抑止効果が高いと言われているが、これは事件解決に対する有効性の高さが犯罪抑止効果を担保しているものである。防犯カメラの効果を最大限に高めるためには、道路等の公共空間に相当数の防犯カメラを設置していく必要がある。</p> <p>(3) 協力依頼事項</p> <p>県警察では、今年度予算で秋田市の大町・川反地区に防犯カメラ6台を設置している。</p> <p>また、鹿角市のタクシー強盗殺人事件を受け、タクシー業界に対してタクシーへの防犯カメラ設置について重ねて指導を行っている。</p> <p>各市町村においては、防犯カメラ設置の取組が進められているところであり、その御協力に感謝申し上げます。安全・安心なまちづくりをより一層推進し、各地域の治安を維持するため、引き続き防犯カメラの設置・増設について、御理解と御協力をお願いする。</p>

## 秋田県・市町村協働政策会議総会における協議結果のフォローアップについて

平成27年11月10日

企画振興部

平成27年5月26日（火）に開催されたこの会議において市町村及び県から提案をした事項について、現在、次のような取組を進めている。

## 1 市町村提案事項について

市町村の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<p>① 「子育て世代包括支援センター事業」の推進について</p> <p>「子育て世代包括支援センター事業」の実施に当たり、県と市町村の関係機関によるネットワークを構築することにより、円滑な事業推進を図る。</p>	<p>妊娠期から子育て期までを切れ目無く支援する「子育て世代包括支援センター」を県内に広げ、子育ての安心感を高めるため、市町村の設置運営が円滑になされるよう、県も開設準備支援やコーディネーターの養成等を通じて連携を図る。</p>	<p>【担当：健康福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世代包括支援センターの開設や準備に要する経費について、実施主体である男鹿市を財政支援するため、平成27年度6月補正予算において所要額を計上した。</li> <li>○平成27年7月に開催された「子ども・子育て支援新制度に関する国と自治体との情報交換・意見交換会」において、当該センターに関するガイドラインを早急に提示するよう内閣府に要請した。</li> <li>○効果的なセンターの運営等に関する協議を設置市（現在は男鹿市のみ）と継続的に実施していく。</li> <li>○複数の市が来年度から当該センターの設置を予定しており、事業の実施要件等に関する協議を行っている。</li> <li>○コーディネーターの養成については、子育て支援員研修の一部として、来年度からの実施を検討している。</li> </ul>

2 県提案事項について

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<p>① 改正行政不服審査法における第三者機関事務について</p> <p>「行政不服審査法」が改正（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行予定）され、『第三者機関への諮問手続』等が追加されたことから、各自治体等における第三者機関の整備への対応等が課題となっている。</p> <p>この課題について、県と市町村が協働で当たることとし、各市町村等は、第三者機関の権限に属する事務を県に対して委託する。</p> <p>これにより、円滑で的確な制度の運用が期待できる。</p>	<p>第三者機関の事務については、他団体への委託が可能とされている。</p> <p>委員や事務局職員の人材確保の面から、県と市町村が協働で諮問・答申体制を整備することにより、円滑で的確な制度の運用を図る。</p>	<p>【担当：総務部】</p> <p>県からの提案を受け、秋田市を除く24市町村及び7一部事務組合（以下「市町村等」という。）から第三者機関の事務の委託を希望するとの申し出を受けた。</p> <p>この申し出を受け、市町村等を対象とした連絡会議を平成27年7月10日に開催し、今後のスケジュール、事務の委託に係る規約案、市町村等が負担する費用等について説明を行った。</p> <p>現在、各市町村等は市町村議会に規約案を上程する等の対応をしており、この結果を踏まえ、県は平成27年第3回定例会12月議会に規約案を上程し、議決を得た後、平成28年1月上旬に市町村等と規約の締結を行うこととしている。</p>

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<p>② 下水道事業への公営企業会計の適用について</p> <p>下水道事業等については、国から公営企業会計の適用推進が求められており、今後県として適用に向けた準備作業に入るが、各市町村においても移行作業に取り組むことが想定されることから、内容の検討や作業等を共同で実施することを提案するものである。</p>	<p>下水道事業等に対する公営企業会計の適用は、県・市町村共に求められているものであり、職員数の少ない市町村にあっては対応に苦慮することも想定されるため、固定資産の調査・評価などにかかる作業の共同実施について検討する。</p>	<p>【担当：建設部】</p> <p>平成27年度は、「固定資産評価・調査業務」の県と市町村の共同事業実施に向けて、県で事業の仕組みや費用負担の考え方等を作成したうえで、その内容について説明会を開催している。</p> <p>また、「固定資産評価・調査業務」の委託事業費を積算するため、希望する市町村から固定資産の状況等を提出してもらい、これをもとに事業者に対し見積を依頼している。（見積の依頼は11市町村）</p> <p>今後は、11月上旬を目処に共同事業に参加する市町村を確定し、来年度の発注に向け調整を進めていく。</p> <p>（今後のスケジュール）</p> <p>27年11月上旬 参加市町村の最終確認</p> <p>11月～ 予算の検討、来年度発注に向け仕様等の検討・作成</p> <p>28年 2月 共同事業の来年度予算計上</p> <p>28年 4月 県で事業の実施要綱等を作成のうえ、参加市町村と協定を締結</p> <p>〃 県で共同事業を発注</p>